

## 事務所の写真（1）

- ・鮮明に印刷されたカラー写真で必ず3ヶ月以内に撮影したものを添付してください。
- ・提出された写真で免許要件を満たすことが確認できない場合、追加撮影を求める場合があります。

本店

支店・営業所等

（事務所名：\_\_\_\_\_）

撮影日：令和 年 月 日

### 1 事務所建物の全景

- ・事務所使用部分だけでなく、建物全体を撮影してください。
- ・上下端から左右端まで切れのないように撮影してください。
- ・1枚に収まらない場合は、複数枚に分けて撮影してください。
- ・ビル等の一室を事務所としている場合、ビル等に掲示してある案内板も撮影してください。

## 事務所の写真(2)

本店

支店・営業所等

(事務所名: \_\_\_\_\_)

### 2 事務所の入口

- ・入口を正面から撮影してください。
- ・事務所の入口に商号又は名称を掲示し、商号が判読できるように撮影してください。  
法人業者は、株式会社・有限会社等（(株)・(有)等の略称可）を含めた商業登記簿に登録された商号を掲示してください。
- ・個人業者は、免許申請書第一面の「商号又は名称」に記入した名称を掲示してください。
- ・従たる事務所の場合、商号又は名称に加え、申請した事務所名の表示が必要です。

## 事務所の写真(3)

本店

支店・営業所等

(事務所名: \_\_\_\_\_)

### 3 事務所の内部

- ・事務所内の状況が確認できるように、さまざまな方向から撮影してください。
- ・カーテン、ブラインド等は開けた状態で撮影してください。
- ・パソコン等の事務機器を含めた『事務スペース』及び『接客対応の場所』が確認できるように撮影してください。

**※固定電話が写った写真を必ず添付してください。**

※事務所内の状況が確認できるように写真は多めに添付してください。

貼りきれない場合は、この台紙をコピーして使用してください。

## 事務所の写真（４）

本店

支店・営業所等

（事務所名：\_\_\_\_\_）

### 4 業者票・報酬額表（新規申請は添付不要です。）

- ・『業者票』及び『報酬額表』のいずれも、遠目から撮影した写真と、近くから撮影した写真の２種類を添付してください。
- ・**遠目写真**：来客者にわかりやすい場所に掲示されているかを確認するための写真です。事務所の入口や接客スペース等に掲示されていることがわかるように、周りの風景も含めて撮影してください。
- ・**拡大写真**：業者票には正しい内容が記載されているか、報酬額表は改正後の最新書式を掲示しているかを確認するための写真です。いずれも、文字が読めるように近くで撮影してください。  
※変更届に添付する写真の場合、業者票は変更後の情報に書き換えてから撮影してください。